

2013年9月7日

## 石木ダム事業認定への抗議声明

水源開発問題全国連絡会

2013年9月6日、九州地方整備局は不当にも石木ダム事業認定を告示した。

認定理由には起業者の言い分をそのまま追認しただけで、同事業への異論・反論に対する事業認定庁としての検証は行われていない。石木ダムが利水・治水の両面で全く不要な事業であることは意見書、公聴会で明々白々になったにもかかわらず、事業推進の結論が先にありきの認定に堕している

そればかりか、この事業によって地域社会と生活を破壊される13世帯約60人の地元住民の存在については一言も触れていない。

今回の事業認定は最初から石木ダム推進のための認定であり、事業目的を捏造し、「ムダな石木ダムには絶対に居住地を明け渡さない」とする13世帯地元住民の意思を無視したことは絶対に許されない。

「13世帯約60人の地元住民の存在の無視」は言語道断である。

事業目的が破綻している内海ダム事業においても不当にも事業認定がされたが、事業認定理由としては、「支障となる人家等の家屋がほとんどなく、・・・」としている。今回は「支障となる人家等の家屋」が13世帯、居住されているのである。

「13世帯約60人の地元住民の存在」をまったく無視し、捏造された事業目的を追認しただけの石木ダム事業認定に抗議・糾弾する。

あわせて、長崎県には「石木ダム事業の中止」を、佐世保市には「石木ダム事業からの撤退」を求める闘いを全国の仲間と共に進めることを宣言する。

### 参考：内海ダム事業認定理由抜粋

なお、施行方法については、ダム案（申請案）、河道改修案（河道約1,200mの区間を河床掘削及び兩岸を引堤して河道を拡幅する案）及び遊水地案の3案について比較検討が行われている。申請案は、水没地を発生させることになるものの、他の2案と比較して支障となる人家等の家屋がほとんどなく、周辺住民に対する影響が小さいこと、工事による長期の交通規制は不要なため、住民の日常生活の利便性に与える影響が小さいこと、事業費が最も廉価であり、経済性にも優れていることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

連絡先 水源連事務局

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

tel 045-620-2284